

この書面は、宇都宮家庭裁判所本庁のみのご案内です。

宇都宮家庭裁判所の各支部、他県の家庭裁判所あてに申立てをする場合には、各裁判所に直接お問い合わせください。

成年後見制度をご利用の方へ ～面接のお知らせ～

宇都宮家庭裁判所（家事書記官室後見係）

後見開始の審判申立てをされる方へ

宇都宮家庭裁判所（本庁）では、後見開始の審判の申立てをされる方について、申立書の提出前に、面接日の予約をお願いしています。

原則として、申立人及び後見人候補者に裁判所にお越しいただき、1～2時間程度お話を伺うこととなります。

① 申立ての準備ができた段階で、下記の連絡先にお電話いただき、面接日の予約をしてください。

連絡先電話番号 028-621-4858（後見係直通）

※電話は、平日の午前8時30分から午後4時30分までの間にお願いします。

※申立書類の記載内容を確認することがありますので、必ず、手元に申立書類一式を準備して電話をしてください。

面接日 月 日（金曜日）午前・午後 時 分

※面接は、原則として毎週金曜日に行います。

② 面接の予約が済みましたら、面接日の3日前までに、申立書類一式を宇都宮家庭裁判所訟廷事務室（1階受付）に提出（持参又は郵送）してください。

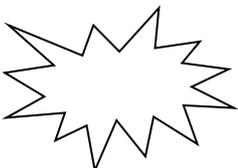
書類の送付先 〒320-8505

宇都宮市小幡 1-1-38 宇都宮家庭裁判所訟廷事務室

③ 面接日に、宇都宮家庭裁判所【後見・財産管理】（1階）にお越しください。

保佐開始又は補助開始の審判申立てをされる方へ

面接日の予約は不要です。申立ての準備ができましたら、申立書類一式を宇都宮家庭裁判所訟廷事務室（1階受付）に提出（持参又は郵送）してください。後日、裁判所の担当者から面接日の連絡を差し上げます。



この書面は、宇都宮家庭裁判所本庁のみのご案内です。
宇都宮家庭裁判所の各支部、他県の家庭裁判所あてに申立てをする場合には、各裁判所に直接お問い合わせください。

注意 家庭裁判所に申立書を提出した後は、家庭裁判所の許可がなければ取り下げること（手続をやめること）ができません。